

平成24年度 第1回 芦屋市指定管理者選定委員会（火葬場） 会議要旨

日 時	平成24年7月30日（火） 13:00～15:10
場 所	北館2階 第3会議室
出席者	委員長 朝沼 晃 副委員長 武田 信生 委員 遠藤 尚秀 委員 高原 利栄子 委員 澤幡 敬直 事務局 北田都市環境部長 森位都市環境部環境課課長 和泉都市環境部環境課課長補佐 西中環境部環境課主査 青田総務部行政経営担当参事 宮崎総務部行政経営課課長 宮本総務部行政経営課主査
会議の公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由> 委員会で諮ったところ、火葬場の選定基準の配点等を審議、検討するため、非公開で会議を行った。
傍聴者数	0人

1 委員長，副委員長の選出

芦屋市指定管理者選定委員会規則第2条第2項の規定により，委員長を学識経験者3人の中から互選により朝沼委員を選出し，副委員長を朝沼委員長から武田委員を指名した。

2 議題

平成25年度 指定管理者（火葬場）の候補者選定について

- (1) 募集要項の検討
- (2) 選定基準の検討

3 審議内容

上記の議題について，事務局森位課長から火葬場の概要，指定管理期間を5年とすること，募集要項及び選定基準の説明を受け，以下の点について意見交換を行った。

〔主な質疑内容〕

- (高原委員) 前回の募集要項から，変更した点があるのか。
- (森位課長) 前回の募集要項をそのまま使用している。
- (高原委員) 事業報告書，収支決算というのは，年度終了後に指定管理者からの報告という理解でよいか。その場合フォーマットというのは，一定のルールがあって，それについて回答していただくということによいのか。
- (青田参事) 事業報告書は，地方自治法の244条で定められており，提出していただくことになっている。これについて公開非公開ということはない。請求があれば，必ず見せなければならない。

フォーマットは、主に管理業務の実施状況、施設の利用状況、使用料又は利用料金の収入実績、それから年間でどういう利用形態がなされているか、施設によっては催し物を何回やっているか、そういう状況を書くようにしている。形態については、指定管理料のみでやる施設、利用料金でやる施設があるが、それぞれの収支状況を最後に付けるようになっている。

(遠藤委員) 年間火葬件数について、人体炉が3基で動物炉が1基、人体炉だけ比較すると日数が一日増えているにも関わらず件数が減っている。一日当たりの使用が悪くなってきているのか、何かトラブル等があったのか、故障したのか。面接する時、この事業はどのような位置付けで、どのような現状かというところを、件数辺りからでいいので教えていただきたい。

(森位課長) 火葬件数は、平成22年度は、市内が653件、市外が194件、平成23年度は、市内が652件、市外が155件である。市内の件数はほとんど変わらないが、市外の件数が、相当数減っている。また、故障等はなく過去3年間の状況を見ても特に大きな要因というものはない。

(遠藤委員) 選定基準が一番重要だと思う。「市外からの利用者をもっと増やせ」と言うのか、市としての方針なり思いがあって、コスト面も含めて市が5年間任せられる法人なのか、この事業報告等は単なる参考資料なのか。

(青田参事) 火葬場という性格上、芦屋市内が主である。件数的には一定している。選定としては、安定的な運営に力点をおいていただければ有り難い。使用料は、必ず市に入る。利用料金は増やせば増やすほど事業者の収入になるが、そういった施設ではない。安定的な稼働に力点をおいていただければと思う。

(副委員長) 前回の要項と同じだということだが、何年間か経っているのだから、竣工年月日を入れるのが親切ではないか。古い施設を請け負うのか、最新の施設を請け負うのかによってメンテの手間が変わってくると思う。

事務経費について、灯油、水道、電気があるが、これは市が購入されるということか。請け負った人が節約するべきなのか。市から自動的に出ているのか教えていただきたい。

(西中主査) 電気代や燃料は市から年間指定管理料として渡している。

(委員長) 定額を渡して、その中でやりくりするのか。

(青田参事) 定額を渡しているが、一昨年灯油がかなり値上がりした時があり、その場合は予測不可能なリスクなので、市で負担した。

(副委員長) 報告書で何月どんなメンテナンスをしたと書いているが、電球を替えたとか、これは指定業者が支払うのか、それとも市に報告して市が購入して取り替えるのか。

(西中主査) 電球とか少額的な物については、市から指定管理者に委託料として渡している分から随時交換等をしている。ただし、炉の研磨や再燃バーナー、オイル電磁弁など大きな工事に係るものについては市が交換等を随時行っている。

(委員長) 経費等について仕様書内に、市が負担する物と指定管理者が負担する物がどこかにきちっと定められているか。

(青田参事) 委託料の区分というのは、明確な金額として割り切れたら一番いいが、大規模発注が必要なもの、また、光熱水費等で、ある程度概算で渡しているが、突発的な事情があった場合は、これによらないといった形のものを、あ

る程度明示したものを載せておかないと、今、現在請け負っている業者でない他の業者が来た時に、どんな状況かわからないというのでは、公募のしようがないので、そのあたりについては明示する。

(委員長) 火葬場の指定管理は今回3回目ですから7年は超えている。この間に市民等からのクレームとか要望とかはあったのか。今回の選定基準の中に反映していかないといけないケースもあるのではと思うが、その辺の実態はどうなのか。

(森位課長) 運転によるトラブルはなく特に問題ないと判断している。地元との関係を保つ意味で聖苑の運営協議会を設けており、定期的に話し合いの場を持って、市から住民に説明をしている。その中で、臭いの問題、音の問題についても、苦情はその都度市として対応できるものは対策をとっている。

(委員長) 市民からの苦情とか要望はクリアされているのか。

(森位課長) 炉から出る排ガスの検査を定期的に行っているが、環境基準はクリアしているが、環境保全目標値がオーバーしている項目がある。その原因を見つけ環境保全目標値を守る課題は残っている。それをクリアすれば近隣との関係についてはスムーズに行く。

(高原委員) 募集要項について、今回こういうことを入れた方がよいとか、質問等はなかったのか。

(森位課長) 市の職員が現地に配置される予定があるのかなのか、あるいは火葬開始から冷却し収骨するまでどれぐらいかかるのか、霊柩車から棺運搬車への乗せかえについて業務業者だけで行うのか。幾つか質問があったが、すべてこの中に網羅されていると考えている。

(委員長) 募集要項についてはこれで終わりたいと思う。次に、選定基準について何かご意見ないか。

(遠藤委員) 環境保全数値について、環境系の指標とか入れなくていいのか。市民とのトラブルの他に、議会とか事務事業評価とか行政監査等で火葬場について指摘があって、本来指定管理者で解決しておかなければならないのであれば、選定基準に入れるべきではないか。

(森位課長) 管理運営基準の中の「近隣住民等とのトラブルの未然防止と対処法等が策定されているか」という部分で反映できると思う。

(青田参事) 議会や事務事業評価で示すべき指標はない。安定した運営であれば特に問題はない。環境の関係について、使用者、近隣住民等へ環境に対する配慮という形で、明確に明示すべきであればそうしたい。そのあたりについてご意見いただきたい。

(副委員長) 環境保全目標値が守られていないとのことだが、選定基準の中に入れるのかどうか。

(青田参事) 保全目標の条件が色々ある。注意点として副葬品の中に数値が上がるものはできるだけ入れないように協力を願うという形でしかない。ある程度測定を行う能力があるというのは当然だが、それを募集要項に書くか書かないかというところではある。測定能力のない業者では困る。

(遠藤委員) 指定管理がどこまでを管理するか。環境問題は、どこまでが指定管理者の責任で、どこまでが指定管理者の責任でないのか。最近、環境問題が重要視されているので、指定管理者に対して、管理責任外と言っているのか、市としては、測定すればそれでいい、というスタンスなのか。あるいは、副葬品

の指導をきちんとして運用して欲しいと指定管理に望むのか。大きな方針で結構なので、その辺のスタンスを教えてほしい。

(委員長) 炉の補修や炉の改良などは指定管理者の責任範囲か。例えば、炉の具合が悪いとき、炉のメーカーが指定管理者でない場合、炉のメーカーに何か補修なり、改良なりを申し入れたり、指示したりするのは市なのか。その辺の役割がわからない。

(青田参事) 基本的には、公の施設の性能を発揮するのは市の責任になる。運営上、炉の使い方などであれば、当然指導は市からすべき問題である。環境保全目標値は、副葬品の条件によって大きく変わる部分があるとはいえ、できるだけ事業者で目配りをして、悪い排出結果にならないような形で運営をするというのが趣旨である。

(委員長) 管理者に求めるのは、排気されるガス等、廃棄物の測定をし、異常が起きた時はただちに市に報告し、対応を協議する。そういうレベルに限定されてくるのか。

(森位課長) 排ガスの測定を、どこまでしなければいけないかという問題については、特に法的に決められているものはなく、各市の火葬場では、多項目にわたって測定をしている状況はないと聞いている。例えばダイオキシン類だけしかしていないとか、臭気については全くやっていないとか。騒音もやっている市はほとんどないと聞いている。どの頻度でどれだけの内容をやるかというのは、地元と色々協議しないと行けないが、今のところ、連続で測定するような測定器を設置して、常時監視をするというところまでは考えていない。年1回の調査になるが、副葬品の中身によるといえども、大きな変化はないと考えている。これまでの対応の仕方、やり方を継続していきたいと考えている。

(遠藤委員) 指定管理が測定を頻繁に行うのではなく、市が、年1回、1月末から2月に測定しなさいというのは業務なのか。結果に対しての責任は、指定管理は基本的にはないのか。出来ないなら指定管理は失格と言っているのか。出た結果について、指定管理も知らないとは言えない、と言うのか。それによって面接の質問内容も変わる。市民との関係ではなく、指定管理に対して何を要望されているのか。もう少し明確にさせていただければと思う。評点あるいは面接の時に、「もし測定値が非常に高ければどうしますか」とつつこんでいいのか。あくまでも結果論であって、市が頑張っそうならないように対策をとってもらうなら、指定管理者に言う必要はない。

(森位課長) 測定結果については、当然、市が責任を持たなければいけないが、やはり原因となると、炉のメーカーでないとわからない部分が出てくる。原因の究明については炉のメーカー、指定管理者がきちんと市共々、原因究明にあたっていくということが必要と考えている。

(副委員長) 年1回測るというのは要項の中に入れていないのか。「年1回こういうことをしてください」と提案する形なのか、どこにも書いてない。

(高原委員) 要項の5ページの11について、管理業務に関する留意又は定期的な確認調査の中に、環境に対する取り組みというものも前提に考えているのか。この選定基準の中にもいろんな管理運営方針があるが、5年という長い期間の中で、どういう方針なのかということだけでなく、毎年どういうことが出来るのかという評価の基準も必要だ。業者が提案内容の中で、環境に関する調査

についても取り組むと提案されたら、評価すべきだと思うし、それも含めて確認調査の想定されている範囲というものも、もう少し明確にした方がいい。

(青田参事) 事業管理状況の確認調査及び評価の中に、環境関係も含んだらどうかというご意見をいただいたが、通常の事業報告は、管理運営の実施事業及び実施状況、利用状況、収入実績、こういう観点であげている。ただ、確かに火葬場の場合は、環境に与える影響というのがあるので、年1回の測定結果を詳しく報告し、その他業務の実施状況ということで、環境保全目標の測定と騒音測定をやっている。これについて、提案の中で、他の事業者がこういう環境配慮や検証させることができるということであれば、評点上に反映するのは大いに結構だと思う。反映できるものについては、評点上高い点数をつけてしかるべき。選定基準で言うと施設設備の管理運営方針の中で、どれかをまとめるか、近隣住民のところでの環境目標設定を入れるかどうかのご審議をいただければありがたい。

(委員長) 選定基準の内容について、具体的な検討・提案をいただければと思う。例えば環境についての評価を、この管理運営方針のどこかに入れるべきか。

(遠藤委員) 運用のことも指定管理がしないといけないので、環境に関する測定などの提案を、どこかを削って入れるか。

(澤幡委員) 2の(1)の3つ目の項目「火葬場を円滑に管理運営する方針が示されているか」と6つ目の項目「火葬場を円滑に管理運営できる職員配置となっているか」は、双方管理運営内容であるので、職員と方針を一括扱いにするならば1項目を加えることができると思う。

(委員長) 今の提案は、管理運営の2の(1)の上から3行目「火葬場を円滑に管理運営する方針が示されているか」というので、5点配点になっている。6行目で似たような「火葬場を円滑に管理運営できる職員配置となっているか」。方針と職員配置、両方とも「管理運営が円滑か」というのに絡むが、これを1つにまとめて、代わりに環境問題に関して1項目入れるということ。

(澤幡委員) 1の(2)の従業員数は、会社能力の話だと思うが、適正な人員を配置する能力があるか、人員については、そこでも取りあげているので、一括しても良いのではないか。

(委員長) いかがか。

(青田参事) 我々としては、この提案の方がより採点しやすいようであれば、項目を設けたいと思う。適正な人員配置能力と会社の能力だが、そこも見るので、管理運営方針というのは、職員配置が当然メインになるので、「職員配置を含め、円滑に管理運営する方針が示されているか」などの表現にして、後は独立の項目として、「環境問題に対する提言がなされているか」とか、そういう形だと、我々としても見やすいし、今後の利用者に対して指導も聞きやすい面がある。

(委員長) 2の管理運営方針の3番目と6番目を合わせて「火葬場を円滑に管理運営できる方針並びに職員配置になっているか」という項目にして、6番目には「環境問題に対して具体的な提言はなされているか」などの項目にする。

(副委員長) 「結果が悪いから何か提案しては」ではなくて、「これからどのように努力していくか」を見たい。

(委員長) そのようにしていただきたい。

他に選定基準について。

- (副委員長) 管理運営方針の下から2番目「緊急時対応マニュアルが策定されているか」と書いてあるが、策定されてなければだめ、という表現だが、策定の内容とはどのように考えているのか。
- (青田参事) 「マニュアルが策定されているか」というのは当たり前のことであって、どちらかというと、緊急時の対応が円滑にできるように、体制や訓練も含めて計画がなされているのか。そういうことを書かないと、ただマニュアルを作るだけでは意味がない。
- (副委員長) 緊急というのは。
- (青田参事) 緊急時というのは、炉に異常があった場合。外的なことではなく、炉の中の緊急時のこと。
- (副委員長) 震災があったからではないが、震災の時の対策は市の方針だが、震災があって火葬炉が緊急時になった時というのは、特に想定しているのか。
- (森位課長) 地震対策・火災防止対策、それから敷地の斜面の土砂対策的なもの等、火葬炉の設備の安全というのも必要になってくるので、その観点からもマニュアルとして策定していただくということである。それから火葬場の保安体制。要するに火葬炉の操作マニュアルに基づいて、機能が損なわれていないかどうか、日常の保守点検を行っていただき、適切に火等炉の設備の運転を行うという内容のものを策定されているかどうか、というところを見る。
- (副委員長) 内容が適切に策定されているか。
- (青田参事) 緊急対策の策定は当然だが、これが実行力のあるものにされているのか。そういう観点であれば、単なるマニュアルだけでは絵に描いた餅なので、例えば、たまたま責任者がいない場合はどうするのか、市とどのように連絡を取るのか。どうしても原因がわからない場合は、休業した上でどのように対策するのか、など、具体的で実行力のあるマニュアルであれば、評価は高い。
- (委員長) 評価は5点あっても、採点は1点までであるから、中身が伴って初めて5点で、形だけだと2点になることもあるし、採点の時にご配慮いただければいいのでは。
- (青田参事) では、これはそのままの表現で。
- (委員長) それでいいと思う。そういうことを念頭において、今後採点していただけたらと思う。それ以外に何か選定基準についてご意見ないか。
- (遠藤委員) 見積金額が20点というのは、非常に大きい数字なので、普通というのが真ん中なのか。4点ずつ差があり、結構大きな差になる。
- (青田参事) 基本的には、普通を真ん中にして、良いか悪いかという形でよい。やや劣っている場合は、本当に劣っているものも含めたら真ん中になる、という形で考えていただければどうか。
- (委員長) 以前も議論になったが、今回も応募者が1社の場合、最低いくらを基準とするのか。例えば75%。500点満点でいうと375点、8割とするのか、実際の応募数によって1社だけの場合、最低の得点を何点にするのかというのが議論になる可能性がある。
- (森位課長) 前回500点が満点だが、400点を目途として採点を行っていただいた。
- (委員長) 選定基準については、先ほどの議論をまとめていただき、項目の入れ替え、追加を併せて修正していただきたい。項目数は一緒となる。

(青田参事) 募集要項で、委託料の基準、光熱水費、他の諸費用について、ある程度明示するという事。選定基準で、職員配置を含めた管理運営方針と環境問題に具体的な提言がなされているかという項目を新たに設ける。そういう形で訂正させていただきたいと思う。

[結論]

募集要項に委託料の基準、光熱水費、他の諸費用について、ある程度明示する。また選定基準に環境問題の具体的な提言を加えることとする。